

デイセンター バタフライ (第1号通所事業 三好市・東みよし町通所型サービスA) 料金表

【基本部分】

サービス区分		基本単位	利用者負担 (1割)
通所型サービス AⅠ	1週間に1回の三好市・東みよし町通所型サービスAが必要とされた方 (事業対象者、要支援1)	月 4 回まで 392 単位/回	392 円/回
通所型サービス AⅡ	1週間に2回の三好市・東みよし町通所型サービスAが必要とされた方 (事業対象者、要支援2)	月 8 回まで 402 単位/回	402 円/回

【加算】 加算要件を満たす場合、以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算内容	加算額	
		基本単位	利用者負担 (1割)
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する	所定単位数の1%を減算	所定単位数の1%を減算
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減額する。 ※感染症予防や蔓延防止のための指針の整備、非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、2025年3月31日まで適用しない。	所定単位数の1%を減算	所定単位数の1%を減算
一体的サービス提供加算	・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること ・利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと	480 単位/月	480 円/月
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	200 単位/月	200 円/月
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔掃除の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合	150 単位/月	150 円/月
生活機能向上グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合	100 単位/月	100 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者・要支援1	88 単位/月 88 円/月
		事業対象者・要支援2	176 単位/月 176 円/月

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		事業対象者・要支援1	72 単位/月	72 円/月
		事業対象者・要支援2	144 単位/月	144 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		事業対象者・要支援1	24 単位/月	24 円/月
		事業対象者・要支援2	48 単位/月	48 円/月
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	サービス事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行った場合		所定単位数 ×5%	左記計算の1割
口腔・栄養スクリーニング加算	① 利用開始時および利用中6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態について確認し、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合(6月に1回を限度) ② 口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合(6月に1回を限度)		① 20 単位/月 ② 5 単位/月	① 20 円/月 ② 5 円/月
科学的介護推進体制加算	利用者様ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合		40 単位/月	40 円/月
介護職員処遇改善加算	当該加算の算定要件を満たす場合		介護報酬総単位数 ×9.2%	左記計算の1割

【減算】 減算要件を満たす場合、以下額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
利用者の数が定員を超える場合	当該減算の要件に該当した場合	所定単位数の30%
看護・介護職員人員欠如	当該減算の要件に該当した場合	所定単位数の30%
事業所と同一建物に居住する者等	当事業所と同一建物に居する一定数以上の利用者に対してサービス提供する場合	事業対象者・要支援1 -376 円/月 事業対象者・要支援2 -752 円/月

(3)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

食費	1回につき463円
----	-----------

おむつ代	おむつ等の衛生用品を提供した場合には、その実費をご負担いただきます
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)についての費用

(4)キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日、通常の利用をされた場合にお支払いになる利用料(利用者様負担の金額)の半額

(注)利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。